

個人情報ファイル簿 (単票)

【学校教育課・義務教育係】

個人情報ファイルの名称	校務支援システム	
行政機関等の名称	北秋田市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育委員会学校教育課	
個人情報ファイルの利用目的	児童生徒の成績情報や健康診断情報、教職員の勤怠状況の一元管理を行うため。	
記録項目	児童生徒氏名、性別、生年月日、住所、保護者氏名、各教科の学習の記録、行動の記録、総合所見、出欠の記録、健康の記録、入学前の経歴、進学先	
記録範囲	北秋田市立小・中・義務教育学校に在籍する満6歳から満15歳までの学齢児童生徒、教職員	
記録情報の収集方法	学齢簿システム、学校	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 北秋田市総務部総務課	
	(所在地) 〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和5年3月24日